

(参考3)

第二種特別加入保険料率表(案)

(平成18年4月1日改定予定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現 行	改 定 案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の14	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の20	
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の51	
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の6	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の12	
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の5	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の6	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の17	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の6	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の7	1000分の8
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の5	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の7	

第三種特別加入保険料率(案)

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現 行	改 定 案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の5	

注) 改定案が空欄の事業については改定は行われない。